

# 島根県報

令和5年3月7日(火)

第 393 号

(毎週火・金曜日発行) https://www.pref.shimane.lg.jp/

# 目 次

# 【告 示】

救急病院の認定(医療政策課)2指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)2大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出(中小企業課)3

# 【公告】

公共測量の終了(技術管理課) 4開発行為に関する工事の完了(都市計画課) 4

# 【特定調達公告】

令和5年度島根県漁業取締船「せいふう」及び島根県漁業試験船「やそしま」船 (水 産 課) 5 舶用燃料軽油(免税)購入に係る一般競争入札の実施

# 【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料 の額の一部改正

# 【教委規則】

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 7

# 告示

# 島根県告示第144号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の救急病院に該当すると認めたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年3月7日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認定期間
島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89番1	令和5年3月15日から
		令和8年3月14日まで
公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	令和5年4月1日から
		令和8年3月31日まで
平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294-1	令和5年4月18日から
		令和8年4月17日まで

# 島根県告示第145号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する 同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年3月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所 隠岐郡隠岐の島町(次の図に示す部分に限る。)
  - (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町 (次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的
  - 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 島根県告示第146号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により 次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年3月7日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス斐川西店 島根県出雲市斐川町富村800番外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年10月22日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,372平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の位置及び収容台数 46台(建物西側)
  - イ 駐輪場の位置及び収容台数

9台(建物西側)

- ウ 荷さばき施設の位置及び面積 50平方メートル (建物東側)
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 10.97立方メートル (建物内東側)
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時から午後10時まで
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2か所(建物敷地北側及び南側)
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

2 届出年月日

令和5年2月21日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課(島根県出雲市今市町70)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
  - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
  - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
  - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

# 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年 2月22日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公 告する。

令和5年3月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業期間

令和4年10月24日から令和5年2月22日まで

3 作業地域

益田市乙子町

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

益田市高津四丁目イ2532番4、イ2544番6、イ2544番26 面積 8,066.29平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市常盤町1番1号

益田市長 山本 浩章

# 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

令和5年3月7日

島根県知事 丸 山 達 也

# 1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

令和5年度島根県漁業取締船「せいふう」及び島根県漁業試験船「やそしま」船舶用燃料軽油(免税)の購入 予定数量 244,000リットル

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

契約日から令和6年3月31日まで

(4) 納入場所

漁業取締船 浜田漁港内、浦郷漁港内又は境港内

漁業試験船 浜田漁港内、浦郷漁港内、境港内又は十六島漁港内

(5) 入札方法

ア 入札者は、入札書に免税軽油1リットル当たりの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

# 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加 資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「8燃料・油脂類」小分類「(1)石油」に登録されている 者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除 措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第316号)の規定に適合する方法で給油することが可能な資格、設備を 有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付先及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県農林水産部水産課管理グループ

電話 0852-22-5312 FAX 0852-22-5929

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

本公告の日から令和5年4月3日(月)までの間、(1)の場所において交付する。(交付期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

令和5年4月7日 午後1時00分

郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。入札書を持参する場合も(1)の提出場所に受領期限までに届けること。

(5) 開札の日時、場所等

ア 日時 令和5年4月7日 午後1時30分

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁農林水産部会議室

### 4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入 札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を 落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県農林水産部水産課に報告するとともに警察に 通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: 244,000 liters of Light oil (tax exemption), to be used as fuel for ships during the 2023 Fiscal Year.
- (2) Tender Submission Deadline: 1:00 p.m. April 7, 2023
- (3) Information regarding tender: Shimane prefecture Department of Agriculture, Forestry and Fisheries marine department, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan

TEL: 0852-22-5312

# 島根県病院局告示

### 島根県病院局告示第3号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額(平成19年島根県病院局告示第1号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月7日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

出産に係る経費の項中「200,000円」を「210,000円」に、「170,000円」を「180,000円」に、「115,000円」を「新生児管理保育料「120,000円」に、「85,000円」を「90,000円」に、「新生児管理保育料 1日につき 9,000円」を保険診療分べんに

1日につき 9,000円

に改める。

係るお産ケアサービス料 1回につき 10,000円」

# 教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

# 島根県教育委員会規則第1号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則(昭和43年島根県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表教育指導課の項中「地域教育推進室」を「幼児教育推進室、地域教育推進室」に改める。

第7条の表教育指導課の項第1号中「並びに小中学校等及び幼稚園」を「及び小中学校等」に改め、同項第10号及び第 11号を次のように改める。

- (10) 教育センターに関すること。
- (11) 幼稚園の教育に係る指導及び助言に関すること(幼児教育推進室)。

第7条の表教育指導課の項中第15号を第17号とし、第12号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 幼児期における養育及び教育環境の支援に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) (幼児教育推進室)。
- (13) 幼児期における教育と小学校の教育の連携の推進等に関すること(幼児教育推進室)。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。